

Mission
I quite your
creativity

第24回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年7月28日（木曜日）午前10時

場所 神奈川県小田原市城内8番10号
報徳二宮神社 報徳会館
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

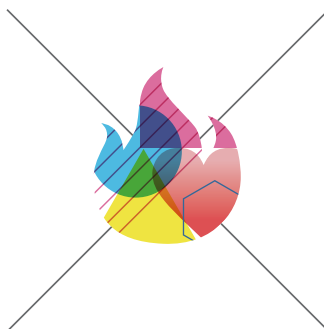
2022年8月にプラットフォーム事業、Hameeコンサルティング株式会社、ロカルコ事業（旧ふるさと納税事業）、RUKAMOを分社化し、新連結子会社NE株式会社としてスタートすることを決議しました*。Hameeが掲げるミッション「クリエイティブ魂に火をつける」は、私たちメンバー一人ひとりが、高い熱量を維持し続けられる環境を作ることでこそ達成されるものです。この分社化は超長期的にミッションを維持、実現していくための手段であるとも考えています。

分社化によって具体的に期待する効果としては、それぞれの組織のスリム化による、機動的かつ柔軟な意思決定の実現です。「クリエイティブ魂に火をつける」という共通のミッション、そしてそれに強く結びつくカルチャーを持ち続けることで更なる成長を目指していきたいと思えます。

今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※分社化は、第24回当社定時株主総会による承認が得られることを条件としています

代表取締役社長 水島 育大



目次

第24回定時株主総会招集ご通知	1	連結計算書類	53
株主総会参考書類	5	計算書類	55
【提供書面】		監査報告	57
事業報告	32		

証券コード 3134
2022年7月11日

株 主 各 位

神奈川県小田原市栄町二丁目12番10号
H a m e e 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 水 島 育 大

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたします。

なお本株主総会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から慎重に検討した結果、適切な感染防止策を実施の上、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただき、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただくよう強くお願い申しあげます。

事前の議決権行使については、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使方法のご案内に従って、2022年7月27日（水曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年7月28日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻 午前9時15分)
2. 場 所 神奈川県小田原市城内8番10号
報徳二宮神社 報徳会館
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）計算書類報告の件

決議事項 議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 当社子会社との吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://hamee.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ・本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://hamee.co.jp>）に掲載しておりますので、本提供書面には掲載しておりません。
 - ・監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、上記の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止について

- ・本株主総会における、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応や株主総会の運営に関する重要な変更（開催日時や開催場所の変更等）が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://hamee.co.jp/ir/stock/meeting>）にてお知らせいたします。
- ・株主の皆様におかれましては、当日のご来場いただく場合には、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませよう願いたします。
- ・本株主総会会場の規則により、体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けの上、ご入場をお控えいただく、もしくはご退出をお願いする場合がございます。
- ・ご来場の場合は、マスクを着用される等、ご自身及び周囲の方への感染予防にご配慮をお願いいたします。
- ・本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることからご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の議事は、開催時間を短縮する観点から、議場における一部事項の詳細な説明を省略させていただく可能性がございます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

（当社の対応）

- ・運営スタッフは、体調を十分確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場内各所にアルコール消毒液を設置予定ですが、状況によりご準備できない可能性もございます。
- ・当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続の観点から、マスク着用とし、また一部役員につきましてもオンラインでの出席とさせていただきます可能性がございます。

議決権行使方法のご案内

新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、株主総会当日のご出席は控えていただき、郵送またはインターネットなどによる議決権行使をご推奨申し上げます。

株主総会にご出席いただけない方

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年7月27日（水曜日）
午後6時到着分まで

インターネット



当社の指定する議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>) に
アクセスしていただき、行使期限までにご行请使用ください。

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください→

スマートフォンをご利用の株主様

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。但し、2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

行使期限

2022年7月27日（水曜日）
午後6時行使分まで

株主総会にご出席いただける方



株主総会開催日時

2022年7月28日（木曜日）午前10時

※体調不良と思われる株主様のご入場はお断りする場合がございます。

当日ご出席の際は、必ず株主様が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限りま）。）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

議決権行使書 〇〇〇株式会社 御中 株主総会日 議決権の数	議案 原案に対する賛否 第一号 賛 否 第二号 賛 否 第三号 賛 否	基本事項現在のご所有株式数 株 数 〇 〇 〇 株
-------------------------------------	--	---------------------------------

※議決権の数より1単位ごとに1票となります。

1. 当株主総会にご出席の際は、議決権行使書、議決権行使書用紙を必ずお持ちください。
2. 当日にお持ちいただいた議決権行使書用紙のQRコードをスマートフォンで読み取り、画面の指示に従ってログインID・パスワードを入力してください。
3. ログインID・パスワードを入力し、画面の指示に従って「ログイン」をクリックしてください。
4. ログイン成功後、画面の指示に従って「投票」をクリックしてください。
5. ログイン成功後、画面の指示に従って「送信」をクリックしてください。

〇〇〇株式会社



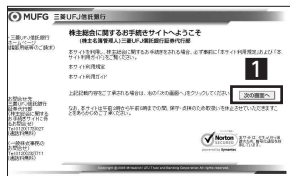
! QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合は下記のログインID・パスワードを入力する方法をご利用ください。

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

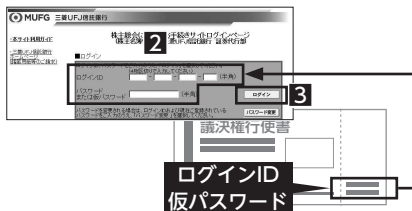
ログインID・パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>



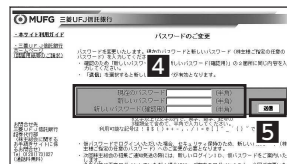
1 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。)
- 3 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録



- 4 「現在のパスワード」入力欄、「新しいパスワード」入力欄及び「新しいパスワード(確認)」入力欄の全てに入力
(パスワードはお忘れにならないようご注意ください。)
- 5 「送信」をクリック

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 1 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- 2 インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）

受付時間 9:00～21:00

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金22.5円 総額は 357,733,890円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年7月29日

第2号議案 当社子会社との吸収分割契約承認の件

(1) 吸収分割を行う理由

当社グループは携帯電話のストラップ専門のE C（注）としてスタートしたコマース事業を祖業としており、当該事業においてE C店舗を運営する上で生じた様々な課題を解決するために生み出したサービスが、プラットフォーム事業のネクストエンジンであります。

ネクストエンジンは、コマース事業というE C運営の現場から生まれたという点が、他社サービスとの最大の差別化要素となっておりますが、一方で顧客からの信頼に基づいて多くのユーザー様にご利用いただくことで、自社以外のE C運営ノウハウも取り込むことが可能となり、コマース事業とプラットフォーム事業の相互のシナジーを発揮しつつグループ全体の成長を実現してまいりました。

しかしながら、現在プラットフォーム事業におけるネクストエンジンのユーザー数は5,400社を超えており、多種多様な商材の流通、様々な規模のE C事業者のビジネスを支えるインフラへと成長しております。引き続きコマース事業はネクストエンジンのユーザーではあるものの、もはや単一企業の課題解決によってサービス自体の機能向上を実現するという観点は薄れ、5,400社以上のユーザー、さらにその先には日本全てのE C事業者の課題解決に向けたサービス開発が求められております。

一方で、コマース事業においても、当初は他社商品の仕入販売が中心だったのに対し、現在では販売額全体の約9割を自社製品が占め、グループ内に製品の企画、開発、製造する機能を有し、サプライチェーンの上流から下流まで全てを自社で完結することができるビジネスモデルに進化しております。

これらの事実を踏まえ、プラットフォーム事業、コマース事業ともに、それぞれ成長フェーズが大きく変化したとの認識に至っておりますが、その前提に立ったとき、二つの事業が一つの組織として成長する過程で、管理業務の複雑化や非効率化、単一の人事制度による社員モチベーションの維持向上の難しさなど、様々な課題が生じるものと考えられます。

Hame eはミッション「クリエイティブ魂に火をつける」を掲げておりますが、それは、私たちHame eのメンバー一人一人が、高い熱量を維持し続けられる環境を作ることによって達成されると考えており、超長期的にミッションを維持、実現していくための手段がプラットフォーム事業の分社化であるという結論に至りました。

この結論に基づき、2022年8月1日を効力発生日として、会社分割の方法により、当社が5月2日に設立した100%子会社であるNE株式会社へ当社のプラットフォーム事業を承継させる吸収分割契約を同社と締結いたしました。この吸収分割は、株主総会による承認等

を受けて実施することとしております。

なお、分社化の具体的な効果として、それぞれの組織のスリム化による、機動的かつ柔軟な意思決定の実現が可能になると期待しております。一般的には分社化によってグループとしての一体感が失われるという懸念が生じるケースも皆無ではありませんが、「クリエイティブ魂に火をつける」を共通のミッションとして、また、それに強く結びつくカルチャーをグループ全体で持ち続けることで、引き続き当社グループは一体感を持って成長力を維持していきたいと考えております。

(注) ECとは、電子商取引 (Electronic Commerce) の略称であり、コンピュータネットワーク上での電子的な情報通信によって商品やサービスを売買したり分配したりする取引全般を指しております。

(2) 吸収分割契約の内容の概要

本契約の内容は、以下のとおりであります。

吸収分割契約書

Hame e株式会社（以下「甲」という。）とNE株式会社（以下「乙」という。）とは、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり契約する（以下「本契約」という。）。

（目的）

第1条 甲は、その経営する事業のうち、プラットフォーム事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の全部を、本契約書第6条に規定する効力発生日（以下「効力発生日」という。）に乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（当事会社の商号及び住所）

第2条 本分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（分割会社）：Hame e株式会社
神奈川県小田原市栄町2-12-10 Square O2
乙（承継会社）：NE株式会社
神奈川県小田原市栄町2-12-10 Square O2

（本分割により承継する権利義務）

第3条 乙が甲から承継する権利義務は、別紙のとおりとする。なお、本契約締結後効力発生日までに甲に新たに生じた本事業に関する権利義務については、甲乙間で別段の合意がされたものを除き、別紙に従って乙に承継されるものとする。

- 2 本分割において、本事業に従事する甲の従業員に係る労働契約は乙に引き継ぐ。
- 3 本分割において、甲の本事業以外の事業に従事する次に掲げる従業員に係る雇用契約は乙に引き継ぐ。

所属 氏名
経理・財務部 川島 友宏

- 4 甲の乙に対する債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。
- 5 乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、甲の令和4年8月1日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定するものとする。

（本分割の対価）

第4条 甲は乙の発行済株式の全てを所有しているので、乙は、本分割に際し、甲に対して前条に掲げる権利義務に代わる乙の株式の交付を行わない。

(乙の資本金、準備金等)

第5条 乙が本分割により増加する資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金
99,000,000円
- (2) 資本準備金
1,212,965,483円
- (3) 利益準備金
増加しない。

(効力発生日)

第6条 本分割の効力発生日は、令和4年8月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

(分割承認決議等)

第7条 甲は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要とされる手続を行うものとする。

(競業避止義務を負わない旨の確認)

第8条 甲は、本分割にかかわらず、本事業及びこれに類似する事業に係る競業避止義務を負わないものとする。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第9条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、協議の上、合意により本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、第7条記載の甲の分割承認株主総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(本契約書に定めのない事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本分割に際し必要な事項は、別途甲乙協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年6月13日

甲

住 所 神奈川県小田原市栄町2-12-10 Square O2
Hamee株式会社
代表取締役 水島育大 ㊞

乙

住 所 神奈川県小田原市栄町2-12-10 Square O2
NE株式会社
代表取締役 比護則良 ㊞

承継権利義務明細表

本分割により、乙が甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務の明細は、効力発生日において本事業に属する次に掲げる権利義務とする。なお、乙が甲より承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は、2022年4月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を甲及び乙が協議のうえ必要と判断した場合、加除した上で確定する。

1. 承継する資産

効力発生日における本事業に関する全ての資産。なお、本契約締結後、承継する資産に含まれないと甲が判断する資産がある場合には、甲及び乙の協議の上、甲が決定するものとする。

(1) 流動資産

- 1 現金預金 300,000,000円
- 2 本事業に属する売上債権、棚卸資産、前払費用、未収入金及びその他の流動資産 622,677,316円

(2) 固定資産

- 1 有形及び無形固定資産
本事業に属する工具器具備品、ソフトウェア及びその他の有形及び無形固定資産 223,995,220円
- 2 投資その他の資産
関係会社株式（H a m e e コンサルティング株式会社株式の全てを含む。）、本事業に属する長期前払費用及びその他の投資その他の資産 386,106,760円

2. 承継する負債

効力発生日における本事業に関する全ての負債。なお、本契約締結後、承継する負債に含まれないと甲が判断する負債がある場合には、甲及び乙の協議の上、甲が決定するものとする。

(1) 流動負債

- 本事業に属する未払債務、未払費用及びその他の流動負債 220,813,813円

3. 承継する契約（資産、負債については上記1.2.のとおり）

本事業に関して甲が締結した本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、本事業及び本事業以外の本分割会社の事業の双方の用に供するために締結し又は双方の事業に関して締結された契約については、本事業に関連する部分に限るものとする。なお、本契約締結後、承継する契約に含まれないと甲が判断する契約がある場合には、甲及び乙の協議の上、甲が決定するものとする。

以上

(3) 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

① 分割対価の相当性に関する事項

当社は吸収分割承継会社であるN E 株式会社の発行済株式の全部を所有しているため、承継会社から金銭等を当社へ交付する必要性は認められませんので、本吸収分割により株式その他の対価は定めないこととしたものであり、かかる定めをしないことは相当であると判断しております。

② 資本金及び準備金の額の相当性

本件吸収分割に際して増加する吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件吸収分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

(1) 資本金

99,000,000円

(2) 資本準備金

1,212,965,483円

(3) 利益準備金

増加しない。

③ 吸収分割承継会社の成立日における貸借対照表の内容

貸借対照表
(2022年5月2日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金	1,000	資本金	1,000
資 産 合 計	1,000	純 資 産 合 計	1,000

- ④ 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

- ⑤ 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

① 機関設計の変更

コーポレートガバナンス・コードに即したガバナンス体制の構築と権限委譲による意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

② 株主総会資料の電子提供制度導入の準備

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- イ. 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ロ. 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ハ. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- 二. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するもの
といたします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>8名以内とする。</u> (新設)	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、 <u>6名以内とする。</u> ② 当社の監査等委員である取締役は、 <u>4名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第20条 取締役は、 <u>株主総会の決議によって選任する。</u> ② (省略) ③ (省略)	(取締役の選任) 第20条 当社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員により、又は補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (省 略)</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 (省 略)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (省 略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第33条 当社は監査等委員会を置く。</p>
<p>(監査役員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削 除)
<p>(監査役の解任決議の要件)</p> <p>第35条 監査役の解任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の残存期間と同一とする。</p>	(削 除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第40条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第41条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第44条～第46条 (省 略)</p>	<p>第38条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
第48条～第52条 (省 略)	第42条～第46条 (現行どおり)
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、第24回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第24回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第43条第2項の定めるところによる。</p>
(新 設)	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>1 第24回定時株主総会終結前の定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び本定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第24回定時株主総会終結前の定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役全員（8名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況	
1	樋口敦士	代表取締役会長	再任	14/14回
2	水島育大	代表取締役社長	再任	14/14回
3	鈴木淳也	取締役	再任	14/14回
4	比護則良	取締役	再任	14/14回

候補者番号

1 ひ ぐち あつ し
樋口 敦士

- 生年月日：1977年3月24日（満45歳）
- 所有する当社の株式数： 2,533,400株
- 取締役在任年数24年
- 取締役会出席状況 14／14回

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年5月	マクロウィル有限会社（現Hamee株式会社）設立	代表取締役社長	2016年5月	代表取締役社長	CEO・COO
		役員	2018年5月	代表取締役社長	
2015年7月	Hamee Taiwan, Corp.設立	董事	2021年7月	代表取締役会長	（現任）

（重要な兼職の状況）

該当事項はありません。

取締役候補者 とした理由

樋口敦士氏は当社設立以来、事業推進の責任者として当社の成長を支えてまいりました。祖業であるコマース事業に加えプラットフォーム事業への進出を決断し実行したことによって、当社の収益性が高まり2015年4月に東京証券取引所マザーズ市場への上場、2016年7月に市場第一部への市場変更を実現しております。今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断したためであります。

候補者番号

2 みず しま いく ひろ
水島 育大

- 生年月日：1982年11月30日（満39歳）
- 所有する当社の株式数： 141,800株
- 取締役在任年数9年
- 取締役会出席状況 14／14回

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2005年4月	株式会社横浜銀行入行		2016年5月	取締役CFO・CAO	コーポレート統括本部本部長
2008年4月	当社入社		2017年5月	取締役CFO・CAO	法務部マネージャー
2009年5月	経営管理部マネージャー		2018年5月	取締役	事業企画部マネージャー
2011年5月	執行役員 経営管理部マネージャー		2019年5月	取締役兼執行役員	コマース事業部事業部長 兼コマース事業推進部マネージャー
2013年5月	取締役 経営管理部マネージャー		2020年4月	取締役兼執行役員	兼Hamee Global Inc. 理事
2014年12月	取締役 コーポレート統括本部本部長		2021年7月	代表取締役社長	兼Hamee Global Inc. 理事（現任）
2015年7月	Hamee Taiwan, Corp.設立	董事			

（重要な兼職の状況）

Hamee Global Inc. 理事

取締役候補者 とした理由

水島育大氏は、主に管理部門に長く携わり、内部管理体制の整備に尽力してまいりました。2011年5月に執行役員、2013年5月より取締役を務めており、2015年4月のマザーズ市場上場及び2016年7月の市場第一部への市場変更において重要な役割を担うなど、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。この経験を活かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3 すず き じゅん や
鈴木 淳也

■ 生年月日：1979年4月2日（満43歳）

再任

■ 所有する当社の株式数： 135,400株

■ 取締役在任年数9年 ■ 取締役会出席状況14/14回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2002年4月	株式会社アイヴィス入社	2018年11月	取締役 データマイニング部マネージャー 兼開発部マネージャー
2005年8月	当社入社 システム部マネージャー	2019年5月	取締役兼執行役員 兼データマイニング部マネージャー 兼開発統括本部マネージャー
2010年5月	執行役員 システム部マネージャー	2020年5月	取締役兼執行役員 兼データマイニング部マネージャー 兼開発統括本部マネージャー 兼事業企画部マネージャー
2013年5月	執行役員 ECシステム事業担当	2021年5月	取締役兼執行役員 兼事業企画部マネージャー 兼S X室室長（現任）
2013年7月	取締役 ECシステム事業部事業部長	2022年5月	NE株式会社 代表取締役会長（現任）
2014年5月	取締役 プラットフォーム事業部事業部長		
2016年2月	ネクストエンジンAラボ 所長		
2016年5月	取締役CTO・CCO プラットフォーム事業部事業部長		
2016年11月	取締役CTO・CCO 兼探究室室長		
2018年5月	取締役 探究室室長		

（重要な兼職の状況）

NE株式会社 代表取締役会長

取締役候補者 とした理由

鈴木淳也氏は、当社プラットフォーム事業のメインサービスであるネクストエンジンの開発責任者として、技術部門に長く携わり、プラットフォーム事業の成長に尽力してまいりました。2010年5月に執行役員、2013年7月より取締役を務めており、ネクストエンジンを業界トップクラスの地位に押し上げるなど、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。この経験を活かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したためであります。

候補者番号

ひごのりよし
4 比護 則良

■ 生年月日：1976年6月11日（満46歳）

再任

■ 所有する当社の株式数： 51,800株

■ 取締役在任年数 2年 ■ 取締役会出席状況 14 / 14回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年5月	株式会社ヒット入社	2018年4月	Hameeコンサルティング株式会社 取締役（現任）
2008年9月	株式会社Newデイス入社	2018年5月	執行役員プラットフォーム事業部事業部長
2009年5月	GMOネットショップサポート株式会社入社	2020年7月	取締役兼執行役員 兼プラットフォーム事業部事業部長
2012年6月	GMOインターネット株式会社入社	2021年5月	取締役兼執行役員 兼プラットフォーム事業部事業部長 兼DXマネジメント室室長
2013年2月	GMOコマース株式会社入社	2021年11月	取締役兼執行役員 プラットフォーム事業部事業部長（現任）
2014年10月	当社入社	2022年5月	NE株式会社 代表取締役社長（現任）
2015年5月	ECマーケティング部マネージャー		

（重要な兼職の状況）

Hameeコンサルティング株式会社 取締役
NE株式会社 代表取締役社長

取締役候補者 とした理由

比護則良氏は、2014年10月に当社に入社して以降、インターネット業界におけるマーケティング活動の豊富な経験を発揮しつつ、当社プラットフォーム事業の進展に尽力してまいりました。2018年4月に連結子会社Hameeコンサルティング株式会社の取締役、同年5月より当社執行役員を務め、プラットフォーム事業推進における重要な役割を担っております。この経験を活かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したためであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の47頁に記載のとおりです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2022年8月に同程度の内容で更新を予定しています。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	くま おう さい こ 熊 王 斉 子	—	新任 社外 独立 — / — 回
2	そめ はら とも ひろ 染 原 友 博	—	新任 社外 独立 — / — 回
3	よし の じ ろう 吉 野 次 郎	社外取締役	新任 社外 独立 14 / 14 回

候補者番号

くま おう さい こ
1 熊王 斉子

■ 生年月日：1970年2月27日（満52歳）

■ 新任

■ 社外

■ 独立

■ 所有する当社の株式数： -株

■ 社外取締役在任年数一年 ■ 取締役会出席状況 - / - 回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2017年12月 弁護士登録

弁護士法人リーガルプラス入社

2018年6月 島村法律会計事務所入所（現任）

2020年3月 セーラー万年筆株式会社 監査等委員（現任）

2021年6月 株式会社コロワイド 監査等委員（現任）

（重要な兼職の状況）

島村法律会計事務所 パートナー弁護士

セーラー万年筆株式会社 監査等委員

株式会社コロワイド 監査等委員

監査等委員である 社外取締役候補者 とした理由

熊王斉子氏は、一般企業に勤務しながら弁護士資格を取得され、企業実務に明るく、かつ、弁護士としての高度な専門的知識を有しており、独立した立場から当社の経営全般について監査・監督いただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

そめ はら とも ひろ
2 染原 友博

■ 生年月日：1978年8月2日（満43歳）

■ 新任

■ 社外

■ 独立

■ 所有する当社の株式数： -株

■ 社外取締役在任年数一年 ■ 取締役会出席状況 - / - 回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2002年10月 優成監査法人（現太陽有限責任監査法人）入所

2004年4月 公認会計士登録

2006年11月 野村證券株式会社入社

2012年8月 染原公認会計士事務所開業（現任）

2016年1月 株式会社ナウキャスト 取締役CFO就任

2017年7月 ビットバンク株式会社 監査役就任

2018年11月 ファッションポケット株式会社（現ニューラルポケット株式会社） 取締役CFO就任

2021年3月 オフィス染原株式会社 代表取締役就任（現任）

2021年7月 株式会社令和トラベル 監査役就任（現任）

株式会社HashPort 監査役就任（現任）

2021年10月 ボジウィル株式会社 監査役就任（現任）

2022年1月 株式会社BONX 監査等委員就任（現任）

2022年3月 トリニティ・テクノロジー株式会社 監査役就任（現任）

2022年6月 株式会社アイリッジ 監査等委員就任（現任）

（重要な兼職の状況）

染原公認会計士事務所 代表

株式会社令和トラベル 監査役

株式会社HashPort 監査役

ボジウィル株式会社 監査役

株式会社BONX 監査等委員

トリニティ・テクノロジー株式会社 監査役

株式会社アイリッジ 監査等委員

監査等委員である 社外取締役候補者 とした理由

染原友博氏は公認会計士としての高い専門性と豊富な経験、ベンチャー企業経営の経験を有しております。監査等委員である社外取締役として、独立した立場から当社の経営全般について監査・監督いただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3 よしの じ ろう
吉野 次郎

■ 生年月日：1971年6月11日（満51歳）

■ 新任

■ 社外

■ 独立

■ 所有する当社の株式数： 一株

■ 社外取締役在任年数 2年 ■ 取締役会出席状況 14/14回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年4月	株式会社電通総研（現株式会社電通）入社	2016年3月	レキオパワーテクノロジー株式会社 取締役（現任）
2013年5月	ムーンショットプロジェクト株式会社設立 代表取締役 （現任）	2018年11月	一般社団法人ドローン操縦士協会 代表理事（現任）
2014年4月	Center for Asia Leadership, Country Director for Japan（現任）	2020年7月	当社社外取締役（現任）
		2021年7月	HackTechnologies株式会社 取締役（現任）
		2022年7月	株式会社BORDER 取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

ムーンショットプロジェクト株式会社 代表取締役
一般社団法人ドローン操縦士協会 代表理事

監査等委員である 社外取締役候補者 とした理由

吉野次郎氏は、大手広告代理店勤務で培ったマーケティング及びブランディングに関する幅広い知見、多種多様なビジネスモデルにおけるアドバイザー経験並びに産官学にまたがる広い人脈を有しております。また、2020年7月より当社取締役として、その経験や知見を様々な側面で活かしていただき、当社経営を監督する役割を果たしていただいております。引き続き、独立した立場から当社の経営全般について監査・監督いただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 熊王斉子氏及び染原友博氏並びに吉野次郎氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、吉野次郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。なお、吉野次郎氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 熊王斉子氏及び染原友博氏が選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の47頁に記載のとおりです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2022年8月に同程度の内容で更新を予定しています。
6. 当社は、吉野次郎氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 熊王斉子氏及び染原友博氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社取締役の報酬の額は、2020年7月30日開催の第22回定時株主総会において、年額160百万円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）とご決議いただき、今日に至っております。

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額120百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会での議論を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告48ページに記載のとおりであります。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2019年7月25日開催の第21回定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額25百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職務と責任及び監査等委員である取締役の報酬額の水準等を総合的に勘案して、監査等委員である取締役の報酬枠を決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第3号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしていたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、2020年7月30日開催の第22回定時株主総会において、年額160百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の取締役の報酬額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権を、年額30百万円以内、取締役（社外取締役を除く。）に対して発行又は処分される普通株式の総数について年25,000株以内と決議いただいております。

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」とは別枠として、改めて、対象取締役に對して、譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会において決定することいたします。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

本議案の内容は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により決定することを予定しております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも合致するものであり、相当であると判断しております。

現在の監査等委員会設置会社移行前の当社の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の対象取締役は4名となります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分

をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

本議案に係る決議は第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するもの

とします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がされていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

なお、本制度により対象取締役等に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度において、日本国内では、コロナ禍による行動制限が継続され、実店舗における消費に大きな回復が見られないでいる一方、コロナ禍1年目となった前連結会計年度に大きな盛り上がりを見せたEC市場の拡大に対する大きな反動減は見られませんでした。また世界経済に目を向けると、急激な円安、世界的な半導体不足に端を発したサプライチェーンの乱れ、コンテナ不足やロックダウンに伴う労働力不足に起因する海上運賃の高騰、原油価格をはじめとした資源価格高騰など、一年を通じて逆風を強く感じる年でもありました。

事業別の状況は次のとおりであります。

イ. コマース事業

(i) 国内事業

当連結会計年度第1四半期において、前連結会計年度に見られたiPhone SE2発売等による需要増のような後押しが無く厳しいスタートとなったものの、9月における新型iPhone商戦において、iFaceシリーズを中心とした新製品のリリースも順調に進み、市場動向を的確にとらえた販売・マーケティング施策が功を奏し、前期を超える水準で推移し、改めてiFaceのブランド力の高さに自信を持つことができました。小売では、「楽天ショップ・オブ・ザ・イヤー2021」スマートフォン・タブレット・周辺機器ジャンル大賞を3年連続で受賞、また卸販売では新規キャリアとの本格取引開始等、それぞれの販路においても今後に繋がる実績を残すことができました。当連結会計年度第4四半期においては、コロナ禍における行動制限期間が新生活商戦期間にまで延長される状況が逆風となり、小売は前期を下回って推移しましたが、一方で4月に入りリアル消費が回復して卸販売はその勢いを取り戻すことができました。卸販売、小売、2つの販売チャンネルをバランス良く維持し、iFaceという強いブランドを

維持する当社事業の安定した収益性を示すことができた期でありました。iFaceは今年で発売から10周年を迎えることができました。今後も主力ブランドとしてしっかりと成長させていきます。

また、当連結会計年度より開始したゲーミングアクセサリ事業は、当連結会計年度上半期においては世界的な半導体不足等の影響による供給不足によって需要に対応できない状況が続きましたが、同下半期より供給が回復し、月平均売上で5千万円以上まで立ち上がりました。また当連結会計年度第3四半期に立ち上げましたコスメティクス事業においては、当面はマーケティング、ブランディング施策を積極的に行っていくため、投資が先行する状況が続きますが、コマース事業の卸販売等の販売チャネルを活かした販路を拡大しつつあり、しっかりと翌年度に繋げていきます。

(ii) 海外事業

最大の市場である米国において、従前より取り組んでいたE C販売に関する組織力強化により各種E C販売施策が功を奏し、オタマトーンを中心とする売上の押し上げに寄与しました。また、米国市場へローカライズ商品を展開できるほどに組織力が成長したことで、キャラクター展開されたスクイーズを中心に販売が好調に推移し、その展開に合わせてiFaceを中心とするテックアクセサリの展開も加速することができました。

これらの結果、コマース事業の売上高は10,189,693千円（前連結会計年度比4.8%増）、営業利益は2,186,985千円（同12.5%減）となりました。

ロ. プラットフォーム事業

(i) ネクストエンジン

自社開発のクラウド（SaaS）型E C Attractions「ネクストエンジン」については、コロナ禍によるE C特需のあった前連結会計年度と比較するとユーザー獲得のペースは落ち着きをみせたものの、継続的にカスタマーサクセス活動を強化、9月には契約社数5,000社を達成し、コロナ禍前と比べ獲得数は引き続き高い水準を維持しております。サーバー運用の効率化及び安定稼働のためのインフラ投資を行っており、当該投資が若干利益率に影響が出ているものの、それを上回る契約社数の獲得による増収が寄与し、営業利益においてしっかりとした成長を示すことができました。

(ii) Hameeコンサルティング株式会社（以下、Hameeコンサルティング）

E C事業者向け販売支援コンサルティングを提供するHameeコンサルティングに

において、大手顧客とのECコンサルティング契約を継続的に獲得することができ、売上のベースが大きく伸びたことに加え、また注力領域として下半期より新たに事業部として立ち上げた新規店舗制作やリニューアル等の制作案件が加わり、大幅な増収・増益となりました。

これらの結果、プラットフォーム事業の売上高は2,769,297千円（前連結会計年度比20.0%増）、営業利益は1,144,063千円（同19.8%増）となりました。

ハ. その他

コマース事業、プラットフォーム事業のいずれにも明確に分類できない新たなサービスに係るものであり、「ふるさと納税支援サービス」や小学生向け見守りモバイル端末「Hamic POCKET（はみっくポケット）」、エシカルネットショップ「RUKAMO」等が含まれます。

ふるさと納税支援事業は、期首より取り組んでいる返礼品や返礼品事業者の新規開拓を中心とした営業活動や、ネクストエンジンの活用や機能強化、自治体のポータルサイトのコンバージョンや改修、広告製作等のフロントサイドに関する取り組みを強化したことに加え、ふるさと納税市場の拡大の後押しもあったこともあり、大幅な増収増益となりました。

Hamic POCKETについては、期初より販売を開始していたHamic POCKETのバッテリー課題を解決するため、2022年2月に電池容量を大きくしたHamic POCKET Lの販売を開始しましたが、自社によるスマートフォンの開発・製造は難易度が高く、ユーザーの期待を超えるプロダクトの開発に未だ至っていない状況が続いております。年度ごとに投資上限を設定した上で、その範囲内で引き続き開発を継続していきます。

当連結会計年度の売上高は454,490千円（前連結会計年度比37.9%増）、セグメント損益（営業損益）は「ふるさと納税支援サービス」以外、先行投資フェーズであるため営業損失は231,659千円（前連結会計年度は273,208千円の営業損失）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は13,413,481千円（前連結会計年度比8.5%増）、営業利益は2,202,385千円（同1.0%増）、経常利益は2,329,611千円（同8.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,743,821千円（同12.0%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第 23 期 (2021年4月期) (前連結会計年度)		第 24 期 (2022年4月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
コマース事業	9,726,740千円	78.7%	10,189,693千円	76.0%	462,952千円	4.8%
プラットフォーム事業	2,308,050	18.7	2,769,297	20.6	461,247	20.0
その他	329,577	2.7	454,490	3.4	124,913	37.9
セグメント間の内部売上又は振替高	△680	△0.0	－	－	680	－
合計	12,363,688	100.0	13,413,481	100.0	1,049,793	8.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループののれん及び無形固定資産の取得を含む主な設備投資の総額は1,017,626千円であります。その内訳は、ネクストエンジンの機能強化のための開発等、無形固定資産の取得193,183千円、韓国子会社における新オフィス移転や金型等、有形固定資産の取得による支出824,443千円等です。なお、当社グループは事業区分ごとに資産を配分していないため、事業区分別の記載を省略しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は2021年10月21日付けで、シッピーノ株式会社の株式42株を譲渡致しました(譲渡価額182百万円)。これにより、シッピーノ株式会社は持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2019年4月期)	第 22 期 (2020年4月期)	第 23 期 (2021年4月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2022年4月期)
売 上 高 (千円)	10,302,812	11,325,198	12,363,688	13,413,481
経 常 利 益 (千円)	1,179,490	1,756,964	2,148,786	2,329,611
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	821,379	1,069,422	1,556,327	1,743,821
1株当たり当期純利益 (円)	51.16	67.41	98.38	109.72
総 資 産 (千円)	5,760,799	8,096,525	8,338,753	10,518,193
純 資 産 (千円)	4,188,570	4,824,365	6,528,052	8,252,916
1株当たり純資産額 (円)	254.13	296.74	404.97	513.06

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2019年4月期)	第 22 期 (2020年4月期)	第 23 期 (2021年4月期)	第 24 期 (当事業年度) (2022年4月期)
売 上 高 (千円)	8,836,784	10,270,071	10,840,693	11,451,711
経 常 利 益 (千円)	673,653	1,268,668	1,261,189	1,667,633
当 期 純 利 益 (千円)	424,400	752,009	854,152	1,208,590
1株当たり当期純利益 (円)	26.43	47.40	53.99	76.04
総 資 産 (千円)	4,544,370	6,747,064	5,731,632	7,459,090
純 資 産 (千円)	3,105,016	3,564,046	4,350,357	5,416,948
1株当たり純資産額 (円)	186.10	216.93	267.81	334.69

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Hamee Global Inc.	600,000,000 韓国ウォン	100.0%	モバイルアクセサリーの商品企画、製造及び仕入並びに販売
Hamee US, Corp.	900,000 USドル	100.0%	モバイルアクセサリー及び雑貨等の販売
Hamee Shanghai Tech & Trading Co., Ltd.	6,000,000 中国元	100.0%	モバイルアクセサリー及び雑貨等の販売
Hameeコンサルティング株式会社	29,247,172 円	100.0%	インターネットに関する総合コンサルティング業務

(4) 対処すべき課題

今後の事業展開において、各セグメントが更なる事業拡大・成長を目指すに当たり、以下の課題を認識しております。当社グループは、これらの課題に迅速に対処してまいります。

① 全社的な課題

イ. 優秀な人材が働きやすい環境の整備

継続的な成長の原資である人材は、当社グループにとって最も重要な経営資源と認識しております。当社グループの商品開発力やその他業務の遂行能力を維持し、継続的に発展、強化していくためには、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長機会を提供していく必要があります。当社グループにおいては、デザイナー、開発エンジニア等のクリエイティブ人材を継続的に採用し、商品クオリティの向上、開発スピードの向上等によって、ユーザーのニーズに対応していくことが重要であります。2020年にフルテレワーク可能な人事制度を構築し、様々なテレワークに関するツールを導入したほか、2021年には従前のオフィスワークとテレワーク両方に最適なオフィスに転換するなど働きやすい環境を整備しました。今後も、テレワークが普及している状況ではあるものの、社内コミュニケーションの活性化も並行して図っていくことで、デジタルだけでなくリアルな場で生みだされる価値も大切にしていきます。

ロ. コンプライアンス体制の維持向上

近年、企業活動においては高い倫理観が求められており、コンプライアンス上の問題

は経営基盤に重大な影響を及ぼすものであると考えております。当社グループでは、コンプライアンスマニュアルの制定、コンプライアンス担当役員の選任、法務部門の設置等、コンプライアンスを徹底する体制の強化を実施しておりますが、お客様からの信頼性向上のため、今後も社内教育を通してコンプライアンス体制の維持向上を図っていく方針であります。

ハ. ESGの推進

当社グループは、Missionとして「クリエイティブ魂に火をつける」を掲げており、そのMissionに基づき、ESGに関するマテリアリティ（重要課題）を特定しております。各マテリアリティ達成に向けて、事業活動を通じて取り組むべき目標とそのアクションプランを中期経営計画や当社ホームページにて公表しております。具体例と致しましては、SDGsの目標12『つくる責任・つかう責任』を果たせるような持続可能性のあるプロジェクトである「RUKAMO」において滞留在庫・産業廃棄物の課題解決に取り組んでいるほか、主力商品であるスマートフォンケースのリサイクルを行うプロジェクトである「Hameeエコタマプロジェクト」等を企画・実施しております。しかしながら、アクションプランについては充分でないとの認識もあり、引き続き、アクションプランの拡充に取り組んでまいります。

二. 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、これに対応するべく、当社グループでは災害対策本部の設置、在宅勤務制度の導入、感染防止策の周知徹底等を行うことにより従業員をはじめとするステークホルダーの安全を確保し、政府・各自治体の方針・要請に基づいた感染予防・感染拡大防止に努め、事業を継続させていきます。

② コマースセグメント

イ. 単一市場、単一カテゴリー（スマートフォンアクセサリー）への依存度

コマースセグメントの売上構成は、8割以上が日本国内市場であり、そしてそのほとんどがスマートフォンアクセサリーカテゴリーとなっております。事業基盤をより安定させるために、グローバル展開の加速と、カテゴリー拡張や新規事業創出が必要だと認識しています。

これに対処するべく①EC運営ナレッジ、②自社で企画・開発・製造を行い卸販売、EC小売の2つの販売チャンネルをバランス良く保持しているサプライチェーン、③認知度の高いiFaceブランドといった強みを活かした、カテゴリー拡張、新規事業創出を積極的に行いつつ、グローバル展開を更に加速させていきます。新しい経営戦略として、下記3点を柱として取り組んでいきます。

1. New Business戦略（カテゴリー拡張・新規事業創出）
2. DX・SX戦略
3. グローバル戦略（海外売上シェア拡大）

1. New Business戦略（カテゴリー拡張・新規事業創出）

既存事業（スマートフォンアクセサリ）で培った強みを活かせる領域で、カテゴリー拡張、新規事業創出を積極的に行っていきます。スマートフォンアクセサリを中心としたモバイルライフ事業をベースの事業として、コスメブランドByURを中心としたコスメティクス事業、ゲーミングモニターブランドPixioを中心としたゲーミングアクセサリ事業を注力事業として積極的に投資を行っていきます。またそれ以外の領域に関しても、社内新規事業創出制度やM&Aを通じてカテゴリー拡張、新規事業創出に取り組んでいきます。

2. DX・SX戦略

カテゴリー拡張、新規事業創出によって増加した顧客とのタッチポイントを、デジタルで強く長く繋がり、それらを連携させてさらに収益が生み出せるよう、事業全体のDXに取り組んでいきます。また強みである上流～下流までのサプライチェーンの自社コントロールをさらに強化し、各機能ごとに顧客ニーズを的確に反映できるような改善サイクルを生み出せるよう組織全体でDXを進めていきます。またモノづくりには必ず発生してしまう、不稼働在庫を極力削減するサプライチェーンの構築や、自社プラスチック製品の再利用の仕組みの構築といったSXにも取り組み、収益安定性、成功再現性、持続成長可能性をアップさせていきます。

3. グローバル戦略（海外売上シェア拡大）

国内市場依存からの脱却を図るため、日本⇄韓国で培った経営ノウハウ・資源を活かし、Hamee Global Inc.が主軸となって主にアメリカ市場をターゲットに海外販売シェアの拡大を図ります。アメリカでは、低反発玩具（スクイーズ等）、音楽玩具（オタマトーン）を現地向けに企画・開発を行い、小売、卸販売を拡販しつつ、自社企画商品であるiFaceを中心としたスマートフォンアクセサリを展開し、3年後の海外販売シェア20%を目指します。

ロ. ブランド力の強化

当セグメントが属するスマートフォンアクセサリ市場は今後も大きく変化し、競争も激化することが予想されます。そのような環境の中で、主力ブランドでありコアコンピタンスでありコスメティクスをはじめとするカテゴリー拡張の要であるiFaceが今後も顧客から選ばれるブランドであるべく、その価値向上を図るため、一層のブランディ

ング強化を行います。iFaceは発売から10周年を迎える事が出来ました。スマートフォンアクセサリブランドとして10年の歴史を積み上げてきた、オンリーワンの強みを最大限活用し、更なる成長を目指します。

③ プラットフォームセグメント

イ. 強固な顧客基盤の構築

ネクストエンジンは主として（E C流通額）中規模事業者に対して支持されているサービスであり、5,400社を超える顧客にご利用いただいています。今後も引き続き、以下の取り組みを推進し、顧客によるEC事業の成長実現を通じて、総契約社数の拡大を目指します。

- ・無料インバウンド強化のためのプロモーション活動
- ・サポート体制の充実化と代理店の活用による契約率の向上
- ・高機能化と二律背反の関係にあった初期設定の煩雑さを軽減
- ・スムーズなデータ連携とE C事業者の作業時間短縮化
- ・A P I を豊富に開発することで他社サービスとの連携幅を更に拡大
- ・新規顧客の増加へ対応しつつ、顧客満足度を維持するための、コールセンターのアウトソース
- ・不十分な運用習得による解約の抑制

更に、コロナ禍における環境の変化として（E C流通額）小規模事業者が広がりを見せており、今後も拡大することが見込まれており、ネクストエンジンが更なる成長加速を目指す上で、中規模事業者を中心としているサービスから、今後3年間は小規模事業者向けにサービスを拡張・充実させることで、顧客基盤を強化し、総契約社数の更なる拡大を目指します。小規模事業者の興味関心は経営上の至上命題である「売上拡大」と「E Cナレッジ」と想定し、小規模事業者向けにサービス／機能拡張及び、ネクストエンジンコミュニティの形成に注力し、強固な顧客基盤を構築していきます。

ロ. 好循環なビジネス構造の実現

また先述の強固な顧客基盤の構築においてアプローチする小規模事業者へ、その興味関心である「売上拡大」という課題に対し、また中規模事業者であっても同様の課題を持っている事業者に対して、コンサルティング事業による制作、E Cコンサルティング等を提供、またネクストエンジンの初期設定代行をコンサル事業が行う等シナジーを更に追求し、フロントと管理両面に対して、一体化されたサービス体制を構築し、ロングタームで顧客成長を伴走できるプラットフォームへ成長するべく、「好循環なビジネス

構造」の実現を目指していきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年4月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社6社、関連会社1社の合計8社で構成されており、世界的にも成長が続いているEC市場において、市場の変化に対応しつつ進化成長してまいりました。自らのクリエイティブ魂に火をつけ、プロダクト及びサービスを通じて顧客体験価値を最大化し、クリエイティブな炎を燃え上がらせることを体現することを目指し、Mission「クリエイティブ魂に火をつける」を掲げております。

主要な事業は、スマートフォンケースや携帯機器用充電器、イヤホン等モバイルアクセサリの商品企画・開発・製造、それら商品についてインターネット通信販売及び大手雑貨量販店等への卸販売を行う「コマースセグメント」と、EC事業者向けクラウド型（SaaS）業務マネジメントプラットフォームの開発・提供を行う「プラットフォームセグメント」であります。それぞれの内容は以下のとおりであります。

① コマースセグメント

当セグメントにおいては若年層に高い認知度を持つiFaceブランドを中心としたスマートフォンアクセサリを取り扱うモバイルライフ事業が主力事業となります。若年層を含む幅広い顧客に対して、ECでは多店舗展開することでより多くの顧客と接点を持ちつつ、また雑貨量販店、家電量販店、キャリアショップ等のリアルな売り場での接点をも有す、バランスの良い販路を持っているのが一つの特徴です。また当社グループで企画開発、製造、販売までのサプライチェーンを構築しているのも大きな優位性となっております。また、これらにEC運営ナレッジを加えた強みを活かしてカテゴリー拡張をしており、ゲーミングモニターブランドPixioを取り扱うゲーミングアクセサリ事業、ByURブランドで展開するコスメティクス事業と米国を中心とするグローバル事業を主力事業として展開しています。

② プラットフォームセグメント

当セグメントにおいては、自社サイトやE Cショッピングモール等でインターネット通販を展開するE C事業者向けに、ネットショップ運営に係る日々の業務を可能な限り自動化すると同時に、モール横断型で複数店舗の受注処理や在庫状況を一元管理できるクラウド (SaaS) 型E CAttractions「ネクストエンジン」を開発・提供しております。

また、連結子会社Hameeコンサルティング株式会社において、E C事業者向け販売支援コンサルティングを提供しております。

③ その他

コマース事業、プラットフォーム事業のいずれにも明確に分類できない新たなサービスに係るものであり、「Hamic POCKET」「ふるさと納税支援サービス」「RUKAMO」等が含まれます。

(6) 主要な営業所 (2022年4月30日現在)

① 当社

本	社	神奈川県小田原市
営	業	所 東京営業所 (東京都江東区) 大阪営業所 (大阪府大阪市北区)

② 主要な子会社

Hamee Global Inc.	本社 (韓国 ソウル市)
Hamee US, Corp.	本社 (米国 カリフォルニア州)
Hamee Shanghai Tech & Trading Co., Ltd.	本社 (中国 上海市)
Hameeコンサルティング株式会社	本社 (神奈川県小田原市)

(7) 従業員の状況 (2022年4月30日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
コマース事業	194 (9) 名	31名増 (1名減)
プラットフォーム事業	135 (7)	— (4名増)
その他	32 (4)	1名増 (3名増)
全社 (共通)	42 (5)	16名減 (—)
合計	403 (25)	16名増 (6名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門の従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
229 (21) 名	— (6名増)	35.2歳	6.1年

- (注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年4月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	178,170千円
株式会社三菱UFJ銀行	116,500
株式会社三井住友銀行	109,183
株式会社横浜銀行	80,000
株式会社りそな銀行	30,000
楽天銀行株式会社	30,000

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年4月30日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 48,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,268,800株 |
| ③ 株主数 | 6,963名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
A O I 株 式 会 社	5,312,000株	33.41%
樋 口 敦 士	2,533,400	15.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,096,000	6.89
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	586,216	3.69
北 村 和 順	473,700	2.98
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信託口)	242,600	1.53
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S. A. 107704	192,500	1.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	187,200	1.18
D B S B A N K L T D. 7 0 0 1 5 2	182,300	1.15
BNYM AS AGT/CLTS TREATY JASDEC	176,900	1.11

(注) 当社は自己株式369,516株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、社外取締役を除く取締役に対して、その職務執行の対価として譲渡制限付株式を付与しております。その方針については「(3) 会社役員の状況 ④ 取締役及び監査役の報酬等 □. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	8,100株	4名

(注) 当該株式報酬は自己株式を処分し付与しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第5回新株予約権
発行決議日		2016年7月28日
新株予約権の数		126,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式	252,000株 (新株予約権1個につき2株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり	2,300円 (1株当たり 1,150円)
権利行使期間	2018年7月29日から 2026年7月27日まで	
行使の条件	(注) 1.	
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 20,000個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 3名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社のグループ会社の取締役、監査役及び従業員（当社若しくは所属する当社グループ会社の就業規則又は同等の規定の定義による。）のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ロ. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権者の配偶者又は子の場合に限り新株予約権を行使することができる。
 - ハ. 新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して新株予約権を行使することができない。
2. 当社は、2016年9月9日開催の取締役会決議により、2016年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年4月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	樋 口 敦 士	
代表取締役社長	水 島 育 大	Hamee Global Inc. 理事
取 締 役	鈴 木 淳 也	執行役員 事業企画部 マネージャー S X室 室長
取 締 役	光 野 聖 史	Hamee Global Inc. 代表理事 Hamee US, Corp. 代表取締役社長
取 締 役	齊 藤 修 一	執行役員
取 締 役	比 護 則 良	執行役員 プラットフォーム事業部 事業部長 Hameeコンサルティング株式会社 取締役
取 締 役	高 木 友 博	明治大学工学部情報科学科 教授
取 締 役	吉 野 次 郎	ムーンショットプロジェクト株式会社 代表取締役 一般社団法人ドローン操縦士協会 代表理事
常 勤 監 査 役	関 野 い づ み	
監 査 役	金 島 秀 人	株式会社アストロバイオフィーマ 代表取締役
監 査 役	本 行 隆 之	シロウマサイエンス株式会社 社外取締役 のぞみ監査法人 代表社員 大江戸温泉リゾート投資法人 監督役員 株式会社Stand by C京都 代表取締役 株式会社NHKビジネスクリエイト 社外監査役 株式会社みらいワークス 社外監査役 株式会社NHKアート 社外監査役 株式会社インキュリオン・グループ 社外監査役 税理士法人Stand by C 代表社員

- (注) 1. 取締役高木友博氏及び取締役吉野次郎氏は、社外取締役であります。
2. 2022年5月2日にNE株式会社の代表取締役会長に取締役鈴木淳也氏が、代表取締役社長に取締役比護則良氏がそれぞれ就任しております。
3. 監査役関野いづみ氏及び監査役金島秀人氏並びに監査役本行隆之氏は、社外監査役であります。
4. 監査役本行隆之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は、取締役高木友博氏及び取締役吉野次郎氏並びに常勤監査役関野いづみ氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年4月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
取締役・執行役員	鈴木 淳也	事業企画部 マネージャー S X室 室長
取締役・執行役員	齊藤 修一	
取締役・執行役員	比護 則良	プラットフォーム事業部 事業部長
執行役員	富山 幸弘	
執行役員	北村 京	事業支援部 マネージャー テックブリッジ室 室長
執行役員	戸張 達也	コマース事業部 事業部長 VANLIFE事業推進室 室長
執行役員	高橋 一平	経営企画部 マネージャー

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員並びに管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が保険料を全額負担しております。当該保険契約では、役員としての業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害を保険期間中の総支払限度額(保険金の最高限度額)の範囲内で填補することとされています。ただし法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	譲渡制限付株式	
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	139,175千円 (6,960)	122,235千円 (6,960)	16,940千円 (-)	8名 (2)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	15,600 (15,600)	15,600 (15,600)	- (-)	3 (3)

(注) 譲渡制限付株式は、譲渡制限付株式の当事業年度の費用計上額であります。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬の決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の業績及び経済情勢、各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。

(iii) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬と株主価値との連動性をより一層強めることにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として支給するものとしております。条件や支給時期については、中期経営計画の進捗状況、当社の株価推移等を総合的に

勘案して決定しております。

- (iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の支給割合の決定方針については、対象取締役と株主の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、適切な支給割合となることを方針としております。

また、本方針は事前に監査役会にて原案が議論された後に、複数の独立社外取締役が出席する取締役会においても妥当性が検証されたうえで、決定されております。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議内容

取締役の報酬限度額は、2020年7月30日開催の第22回定時株主総会において、年額160百万円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。

また、別枠で2019年7月25日開催の第21回定時株主総会において、本制度に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権として、対象取締役に対して、年額10百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただきました。その後、2020年7月30日開催の第22回定時株主総会において、本制度について、金銭報酬債権の額を年額30百万円以内、対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の総数について年25,000株以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における対象取締役の員数は6名です。

また、監査役の報酬限度額は、2019年7月25日開催の第21回定時株主総会において、年額25百万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における監査役の員数は3名です。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任及び報酬の内容が方針に沿うものと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、複数の独立社外取締役が出席する取締役会から授権された代表取締役社長水島育大が、会社の業績及び経済情勢、各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。なお、代表取締役に授権をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。その決定にあたっては、代表取締役が策定した報酬案を社外取締役及び社外監査役に提示し、社外取締役において会社の業績及び経済

情勢等を勘案して妥当性を検証するものとし、監査役会において決定プロセスを確認する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬が決定されていることから、その報酬額は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高木友博氏は、明治大学理工学部情報科学科の教授であります。同大学と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役吉野次郎氏は、ムーンショットプロジェクト株式会社の代表取締役及び一般社団法人ドローン操縦士協会の代表理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役金島秀人氏は、株式会社アストロバイオファーマの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役本行隆之氏は、株式会社Stand by C京都の代表取締役、シロウマサイエンス株式会社の社外取締役、株式会社NHKビジネスクリエイト、株式会社みらいワークス、株式会社NHKアート及び株式会社インキュリオン・グループの社外監査役、のぞみ監査法人の代表社員、大江戸温泉リート投資法人の監督役員、税理士法人Stand by Cの代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 高 木 友 博	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。大学教授としての経験と幅広い知見、情報処理分野における研究者としての高い専門性を当社経営の様々な側面において、独立した立場で活かし、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っており、期待される役割を果たしております。
取締役 吉 野 次 郎	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。大手広告代理店勤務で培ったマーケティング及びブランディングに関する幅広い知見、多種多様なビジネスモデルにおけるアドバイザーの経験と専門性を当社経営の様々な側面において、独立した立場で活かし、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っており、期待される役割を果たしております。

	出席状況及び発言状況
監査役 関野 いづみ	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。監査法人及び事業会社において長年に渡り経理・会計・監査実務に携わって得た豊富な経験と知見に基づいて、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、主導的な立場で適宜必要な発言を行っております。
監査役 金島 秀人	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。米国におけるベンチャー企業の経営者としての豊富な経験により、グローバルな見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 本行 隆之	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,800

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるHamee Global Inc.、Hamee US, Corp.は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

なお、当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,158,236	流動負債	2,232,316
現金及び預金	4,025,758	買掛金	173,579
受取手形及び売掛金	1,667,063	短期借入金	500,000
商 品	1,428,407	1年内返済予定の長期借入金	43,853
仕 掛 品	9,556	未 払 金	821,281
原材料及び貯蔵品	5,507	未 払 費 用	221,240
前 渡 金	551,987	未 払 法 人 税 等	361,473
そ の 他	501,449	賞 与 引 当 金	41,824
貸倒引当金	△31,493	そ の 他	69,063
固定資産	2,359,956	固定負債	32,960
有形固定資産	1,212,610	退職給付に係る負債	19,000
建 物	647,862	資産除去債務	11,143
車 両 運 搬 具	1,657	そ の 他	2,817
工具、器具及び備品	231,223	負債合計	2,265,277
土 地	331,201	(純資産の部)	
建設仮勘定	664	株 主 資 本	7,981,813
無形固定資産	457,208	資 本 金	597,803
の れ ん	136,347	資 本 剰 余 金	541,753
ソ フ ト ウ エ ア	302,343	利 益 剰 余 金	7,198,228
商 標 権	15,424	自 己 株 式	△355,971
そ の 他	3,093	その他の包括利益累計額	175,494
投資その他の資産	690,137	その他の有価証券評価差額金	727
投資有価証券	32,302	為替換算調整勘定	174,767
関係会社株式	39,232	新 株 予 約 権	95,608
繰延税金資産	473,990	純 資 産 合 計	8,252,916
そ の 他	144,611	負債純資産合計	10,518,193
資 産 合 計	10,518,193		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書
(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,413,481
売上原価		4,891,728
売上総利益		8,521,753
販売費及び一般管理費		6,319,367
営業利益		2,202,385
営業外収益		
受取利息	1,290	
持分法による投資利益	5,337	
受取補償金	16,327	
為替差益	90,158	
その他	38,317	151,432
営業外費用		
支払利息	2,960	
支払保証料	7,527	
和解金	8,457	
その他	5,260	24,207
経常利益		2,329,611
特別利益		
固定資産売却益	917	
関係会社株式売却益	172,307	
その他	18,006	191,231
特別損失		
固定資産除却損	3,166	
投資有価証券評価損	54,696	57,862
税金等調整前当期純利益		2,462,979
法人税、住民税及び事業税	768,136	
法人税等調整額	△48,977	719,158
当期純利益		1,743,821
親会社株主に帰属する当期純利益		1,743,821

貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,866,283	流動負債	2,040,423
現金及び預金	2,259,191	買掛金	242,195
売掛金	1,343,838	短期借入金	500,000
商成品	1,005,086	1年内返済予定の長期借入金	43,853
貯蔵品	245	未払金	636,821
前渡金	413,602	未払費用	158,177
前払費用	146,300	未払法人税等	333,122
未収収益	7,669	未払消費税等	66,354
関係会社短期貸付金	515,440	前受金	619
その他	195,951	預り金	33,354
貸倒引当金	△21,043	その他	25,926
固定資産	1,592,807	固定負債	1,718
有形固定資産	169,847	その他	1,718
建物	141,844	負債合計	2,042,142
工具、器具及び備品	28,002	(純資産の部)	
無形固定資産	258,031	株主資本	5,320,612
ソフトウェア	258,002	資本金	597,803
その他	28	資本剰余金	541,753
投資その他の資産	1,164,928	資本準備金	517,803
投資有価証券	32,302	その他資本剰余金	23,949
関係会社株式	481,819	利益剰余金	4,537,027
関係会社長期貸付金	278,386	利益準備金	2,500
繰延税金資産	306,411	その他利益剰余金	4,534,527
その他	68,319	繰越利益剰余金	4,534,527
貸倒引当金	△2,310	自己株式	△355,971
資産合計	7,459,090	評価・換算差額等	727
		その他有価証券評価差額金	727
		新株予約権	95,608
		純資産合計	5,416,948
		負債純資産合計	7,459,090

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,451,711
売上原価		5,606,464
売上総利益		5,845,246
販売費及び一般管理費		4,357,176
営業利益		1,488,069
営業外収益		
受取利息	10,537	
為替差益	96,342	
貸倒引当金戻入額	72,601	
その他	22,890	202,372
営業外費用		
支払利息	3,079	
支払保証料	7,527	
和解金	4,500	
貸倒引当金繰入額	6,588	
その他	1,112	22,808
経常利益		1,667,633
特別利益		
関係会社株式売却益	261,672	261,672
特別損失		
固定資産除却損	1,578	
関係会社株式評価損	55,557	
投資有価証券評価損	54,696	111,832
税引前当期純利益		1,817,473
法人税、住民税及び事業税	596,673	
法人税等調整額	12,210	608,883
当期純利益		1,208,590

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

Hamee株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗野正成
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高梨洋一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Hamee株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Hamee株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

Hamee株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗野正成
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高梨洋一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Hamee株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年6月13日開催の取締役会において、子会社として新たに設立するNE株式会社にプラットフォーム事業を吸収分割の方法により承継させることを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、私たち監査役全員が協議して監査した結果、全員の意見が一致したので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月27日

H a m e e 株式会社 監査役会
常勤監査役 関野 いづみ ㊟
(社外監査役)
社外監査役 金島 秀人 ㊟
社外監査役 本行 隆之 ㊟

以上

株式情報

上場市場	東京証券取引所 プライム市場
証券コード	3134
事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内
株主確定基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	期末配当 4月30日、中間配当 10月31日
株式の売買単位	100株
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
連絡先・郵便物送付先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711(フリーダイヤル)
同取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
各種事務手続き	詳しくは、こちらのページにてご確認下さい。 https://www.tr.mufg.jp/daikou/

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県小田原市城内8番10号

報徳二宮神社 報徳会館

電話 0465-23-3246



交通 JR線、小田急線：小田原駅東口より徒歩15分・タクシー3分

西湘バイパス小田原ICより車で5分

小田原厚木道路荻窪ICより車で5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

